

令和 4 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 8 日)
(第 14 号)

第14号
6月8日

令和4年

三重県議会定例会会議録

第14号

○令和4年6月8日（水曜日）

議事日程（第14号）

令和4年6月8日（水）午前10時開議

- 第1 議案第80号から議案第101号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第80号から議案第101号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

| | | | |
|----|---|-----|-----|
| 1 | 番 | 川口 | 円 |
| 2 | 番 | 喜田 | 健児 |
| 3 | 番 | 中瀬 | 信之 |
| 4 | 番 | 平畑 | 武 |
| 5 | 番 | 石垣 | 智矢 |
| 6 | 番 | 小林 | 貴虎 |
| 7 | 番 | 山崎 | 博 |
| 8 | 番 | 中瀬古 | 初美 |
| 9 | 番 | 廣 | 耕太郎 |
| 10 | 番 | 下野 | 幸助 |
| 11 | 番 | 田中 | 智也 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 12 | 番 | 藤 | 根 | 正 | 典 |
| 13 | 番 | 小 | 島 | 智 | 子 |
| 14 | 番 | 野 | 村 | 保 | 夫 |
| 15 | 番 | 木 | 津 | 直 | 樹 |
| 16 | 番 | 田 | 中 | 祐 | 治 |
| 17 | 番 | 野 | 口 | | 正 |
| 18 | 番 | 倉 | 本 | 崇 | 弘 |
| 19 | 番 | 山 | 内 | 道 | 明 |
| 20 | 番 | 山 | 本 | 里 | 香 |
| 21 | 番 | 稻 | 森 | 稔 | 尚 |
| 22 | 番 | 濱 | 井 | 初 | 男 |
| 23 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 24 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 25 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 26 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |
| 27 | 番 | 稻 | 垣 | 昭 | 義 |
| 28 | 番 | 石 | 田 | 成 | 生 |
| 29 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 30 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 31 | 番 | 服 | 部 | 富 | 男 |
| 32 | 番 | 谷 | 川 | 孝 | 栄 |
| 33 | 番 | 東 | | | 豊 |
| 34 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 35 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 36 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 37 | 番 | 日 | 沖 | 正 | 信 |
| 38 | 番 | 舟 | 橋 | 裕 | 幸 |
| 39 | 番 | 三 | 谷 | 哲 | 央 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 40 | 番 | 中 | 村 | 進 | 一 |
| 41 | 番 | 津 | 田 | 健 | 児 |
| 42 | 番 | 中 | 嶋 | 年 | 規 |
| 43 | 番 | 青 | 木 | 謙 | 順 |
| 44 | 番 | 中 | 森 | 博 | 文 |
| 45 | 番 | 前 | 野 | 和 | 美 |
| 46 | 番 | 山 | 本 | 教 | 和 |
| 47 | 番 | 西 | 場 | 信 | 行 |
| 48 | 番 | 中 | 川 | 正 | 美 |
| 49 | 番 | 舘 | | 直 | 人 |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | | | |
|----------------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 坂 | 三 | 雅 | 人 |
| 書記（事務局次長） | 畑 | 中 | 一 | 宝 |
| 書記（議事課長） | 前 | 川 | 幸 | 則 |
| 書記（企画法務課長） | 小 | 野 | 明 | 子 |
| 書記（議事課課長補佐兼班長） | 佐 | 竹 | | 宴 |
| 書記（議事課主幹兼係長） | 大 | 西 | 功 | 夏 |
| 書記（議事課主査） | 辻 | | 昌 | 平 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 知事 | 一 | 見 | 勝 | 之 |
| 副知事 | 廣 | 田 | 恵 | 子 |
| 副知事 | 服 | 部 | | 浩 |
| 危機管理統括監 | 日 | 沖 | 正 | 人 |
| 総務部長 | 高 | 間 | 伸 | 夫 |
| 医療保健部長 | 中 | 尾 | 洋 | 一 |
| 子ども・福祉部長 | 中 | 村 | 徳 | 久 |

環境生活部長
地域連携部長
農林水産部長
雇用経済部長
県土整備部長
環境生活部廃棄物対策局長
県土整備部理事
企業庁長
病院事業庁長

中野 敦子
後田 和也
更屋 英洋
野呂 幸利
水野 宏治
小見山 幸弘
佐竹 元宏
山口 武美
長崎 敬之

教 育 長

木 平 芳 定

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（前野和美） 日程に入るに先立ち報告いたします。

さきに提出されました議案第82号、議案第83号、議案第85号から議案第87号まで、議案第94号及び議案第95号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おきます。

次に、6月3日までに受理いたしました請願2件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

人委第 53 号
令和 4 年 6 月 7 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見について

令和 4 年 6 月 3 日付け三議第 39 号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

- 議案第 82 号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 議案第 83 号 職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 議案第 85 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 86 号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 87 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 94 号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 95 号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する人事委員会の意見

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案は、地方公務員

法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後の関係条例の規定を整備するものであり、
適当と認めます。

別 紙 2

職員の高齢者部分休業に関する条例案に対する人事委員会の意見

職員の高齢者部分休業に関する条例案は、地方公務員法第26条の3第1項の
規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものであり、
適当と認めます。

別 紙 3

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職 員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員 会の意見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に
関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定
年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例を設ける等の措置を
講ずるものであり、適当と認めます。

別 紙 4

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立 学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対 する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずるものであり、適当と認めます。

別紙 5

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法の一部改正等に鑑み、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

| 受理番号 | 件名及び要旨 | 提出者・紹介議員 | 提出された定例会・会議 |
|---------|---|---|-------------|
| 請 42 | <p>(件名) 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する意見書の提出を求めることについて</p> <p>(要旨) 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じるよう、国に対して意見書を提出いただくよう請願する。</p> <p>(理由) 公益社団法人国民健康保険中央会及び各都道府県の国民健康保険団体連合会が開発運用している「国保総合システム」は、国保制度等の基盤を支</p> | <p>津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 三重県国民健康保険 団体連合会 理事長 鈴木 健一</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 石 垣 智 矢 山 崎 博 小 島 智 子 野 村 保 夫 野 口 正 山 内 道 明 稲 森 稔 尚</p> | 4年・6月 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改を行うこととしている。</p> <p>こうした中、国保総合システムのあり方については、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や支払基金システムとの整合性の確保等が求められており、国保中央会・国保連合会としては、これらに積極的に取り組んでいく決意である。</p> <p>しかしながら、この改革を実現するためには、国保総合システムの更改内容を大幅に見直さざるを得ず、国保中央会・国保連合会が準備している財源を全額充てても、令和4年度に引き続き、令和5年度以降も多額の財源不足が生じる見込みである。その不足財源を賄うためには、国保保険者や後期高齢者医療広域連合から徴収する審査支払手数料等を引き上げて対応せざるを得ず、これらの保険者は財政基盤が脆弱な上、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっており、この費用を保険料（税）の引き上げで負担することは到底不可能である。</p> <p>よって、国の意向を踏まえ実施する次期国保総合システムの更改及び運用に係る経費については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じることを、強く求める意見書の提出を要望する。</p> | | |
|--|--|--|--|

教育警察常任委員会関係

| 受理番号 | 件名及び要旨 | 提出者・紹介議員 | 提出された定例会・会議 |
|---------|--|---|-------------|
| 請 43 | <p>(件名) 部活動顧問への就任強制をなくすことを求めることについて</p> <p>(要旨) 教職員に対して、部活動顧問（本請願書においては副顧問を含むものとする。）への就任強制が行われないようにすることを求める。日本国憲法第16条および地方自治法第124条に基づき、請願する。</p> <p>(理由) 地方自治法第2条第16項では「地方公共団体</p> | <p>津市寿町7-50 (みえ労連内) みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子</p> <p>(紹介議員) 山本里香 稲森稔尚</p> | 4年・6月 |

は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と定められている。これは、労働関連法令についても当てはまることであり、教職員に対して時間外勤務を命じることができる場面がほぼないほど、厳しい制限を設けている「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に関しても遵守される必要がある。実際には意向を確認されることのないまま、教職員は勤務時間に到底収まらない量の業務が課されているが、法令上超過勤務を命じてはならないことになっているからと、「規定勤務時間を超えて働いた分は自発的勤務である」という取扱いを受けてしまう。

近年、「学校の働き方改革」の必要性について社会的な関心が高まり、一定水準のとりくみが行われてきたが、大きな改善というほどの成果が出ていないのが実際のところである。業務の縮減が十分に行われていないのに、勤務時間外在校等時間については法的な上限が設定されたため、それを超えないようにと、実際とは異なる勤務時間外在校等時間を申告している教職員は珍しくない。したがって、数値上、時間外労働が減っていても、心身や私生活を脅かすほどの深刻な時間外労働の実態が今もなお行われている。中でも、部活動顧問の配置のあり方には非常に問題があると考ええる。

部活動については「三重県部活動ガイドライン」が策定され、以前よりは活動時間に制限がかかってきてはいる。しかし、部活動指導が教職員の時間外勤務のかなりの要因を占めるほどのものであることに疑いの余地はなく、部活動顧問になれば、膨大な時間外労働が必然的に発生する。しかし、部活動顧問の配置にあたって、部活動顧問希望調査の際には「部活動顧問をしない」という選択肢は教職員に提示されないのにも関わらず、どの部を希望するかについての回答を求められる。そのため、実際には部活動顧問をしなくても、部活動顧問を「希望」という取扱いにされ、相当な時間の時間外勤務を余儀なくされている実態がある。しかも、配置される部が経験のある部であるとは限らず、部員の安全管理上も問題がある場合がある。しかし、部活動顧問を自発的に引き受けたという取扱いにされている以上、部員に事故等があればその責任までもが顧問へのしかかってくる。このような部活動顧問への就任

| | | |
|--|--|--|
| <p>強制というべき、部活動顧問の配置のあり方は問題であると言わざるを得ない。これは超過勤務を厳しく禁じている「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の規定を逸脱した運用であり、教職員に対する重大な人権侵害であると考えられる。</p> <p>現在の部活動設置数が過剰であるからこそ、教職員を部活動顧問に強制的に割り当てている実態があると推察する。そこで、設置部活動数を縮減するといった方法を取り、部活動顧問になることを本当に希望する者だけで部活動指導に当たるようにすべきであると考えられる。</p> <p>以上の理由から、教職員に対して、部活動顧問の就任強制が行われないようにすることを求める。</p> | | |
|--|--|--|

質 疑

○議長（前野和美） 日程第1、議案80号から議案第101号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香でございます。

議案第80号及び議案第81号の補正予算について質疑をいたします。

今日から、本会議場における議員質問席におけるマスクについては、外しても可ということになりましたので、マスクを外させていただいております。また、大変持続性のある消毒を休憩時間ごとにされているということもお知らせしておきます。よろしく願いいたします。

さて、議案第80号、第81号合わせて53億円足らずのうちに、新型コロナからの事業回復や食品の販路拡大に向けたものが半分の26億円、加えて、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策に呼応して、中小企業、小規模事業者などへの支援が約13億円、農業者への支援が約12億円となっています。

加えて、生活困窮者支援では、特に子育て家庭への支援として、ひとり親家庭の児童扶養手当受給者等への児童1人当たり5万円となっています。私立幼稚園や認可外保育施設でのやりくりが大変になってきている給食の保護

者費負担を値上げ回避のために、食料費補助を1人一月250円ほど支援するというのも含まれておいて、合わせて生活困窮者支援1億4000万円ということとです。

中小企業、小規模企業の経営者や農業者の支援は、それ自体がなりわいでするので、なりわいが成り立たないわけにはどうにもなりませんから、こういった支援も、直接生活困窮者への支援にはつながっているとは思っています。これもまた生活困窮者支援であるということは変わりはありませんが、今、原油高、物価高騰による生活困窮は広く広く、厳しく広がっていて、電気やガス、食料品、食料加工品など、毎日の暮らしになくってはならず、NHKの報道によれば、今年の1月から7月の間に6000品目以上値上げがされた、あるいは予定されているということが言われています。

上昇幅は、平均でいうと11%と言われてはいますが、平均ですので、生活必需品の中では9割増しというような、そういうものもあると聞いております。暮らしの悲鳴があちこちで上がっているということです。

今回の補正予算は、国が緊急に物価高騰に苦しむ国民のためということで、知事の提案説明の中でも物価や原油価格高騰の影響を受ける県民、中小企業、農業者などを対象に緊急支援と言っておられました。児童扶養手当受給のひとり親家庭に限定をされているのですけれども、それでいいのかとちょっと心配です。国のスキームでは、ひとり親家庭以外にも、そのほか低所得の子育て世帯が入っていますが、三重県はひとり親世帯に限定になっております。県のホームページには、タイトルにひとり親家庭という文字が入っております。生活困窮者世帯はほかにもあると思います。

6月15日の年金支給日には年金が下がります。この秋から高齢者は医療費の窓口支払いが2倍化になります。

高齢者世帯も、消費生活をしていかねばなりませんから、どなたも大変、仕事を切られたままの方もあります。生活保護受給の皆さんも、安倍政権の時代に消費税が上がったのに、10%引き下げられたままの扶助費になっております。切り詰めた生活を余儀なくされていましたが、さらに厳しくなって

いる。支給日を指折り数えて、財布とにらめっこというようなこともあります。

私自身は、医療保健子ども福祉病院常任委員会所属ですので、具体的には委員会では審査をと思いますが、物価高騰に対して緊急支援での生活困窮者対策の考え方、知事の考えを、その生活困窮の捉え方をお伺いしたいと思います。

県民生活の実態についてどのように捉えてみえるのかということで、お考えをお聞きしたいと思います。

○知事（一見勝之） 物価が上がっていきまして、県民の生活も大変であります。生活困窮者という定義がなかなか難しく、人数を正確に把握するというのは難しいのですが、生活保護受給世帯数で見ますと、平成25年度が数のピークでありまして、1万3156世帯であります。これから徐々に減ってきているんですけども、実はコロナ禍の前の令和元年度、これが1万2547世帯。令和2年度がちょっと増えています、1万2606世帯。令和3年度が1万2735世帯と増加しているのが実態です。やっぱり困っている人が増えてきているということではないかと思っています。

生活に困窮する方々からの新規相談、これ、相談を窓口で受け付けていますので、そこで受け付けている件数ですけども、令和元年度で2928件あったものが、令和2年度は9285件までぐっと増えています。令和3年度は5714件とちょっと落ちているのですが、この中で、これは肌感覚ですけど、6割から7割が新型コロナのことでやっぱり困っているというお話があると聞いております。

令和元年度3月の補正予算で議会にお認めいただいたもので、正確に言うと令和2年3月であります。緊急小口資金の特例貸付でありますとか、あるいは住居確保給付金の支給などで困っておられる方々への一時的な資金の貸与、あるいは家賃の補助というようなことをやらせていただいているわけでございます。これ、現在も続いております。それに加えて、今回の補正予算でコロナ禍における原油価格・物価高騰に直面する低所得者世帯の生活を

支援するためということで、議員から御指摘をいただきましたひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで補正予算に計上しているわけであります。

今の現状でありますけど、令和4年度に入ってから物価高騰の関係ですけど、先ほど申しあげました相談窓口には、求職活動中の方からガソリン代の高騰によってハローワークへ通う頻度を減らしたんやけどというような話とか、それから、多くの子ども食堂で食事提供に対するニーズが高まっているという実態もございまして、相当、苦しい状況にある方が増えてきていると思っております。

先ほど、議員から1月から7月で6000品目値上がりしたという話がありました。7月から8月、これも報道ベースですけど3000品目ぐらい、重複もありますので品目数は優先というわけじゃないかもしれませんが、食品の値上げなんかもあるということを知っています。今、国内、県内においてもそうですけど、新型コロナは小康状態になっておりまして、今後、経済状況は好転していくだろうとも思っています。また、政府においても、企業に対して給与の増額を要請しています。給料上がらんと厳しいと思っておりますので、そういう形で、少しずつ青空は見えてきているとは思いますが、まだ出口が見えていないかと言いたい状況ではないかと考えているところであります。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） ありがとうございます。

黒田日本銀行総裁のようなお答えではなかったのではとしました。

様々、コロナ禍でも大変なことが続いている中で、これまで手を様々打っているということについては認識もしていますし、それは、本当にそれが効果が出ていけばいいと思うけれども、何せコロナ禍も長引いているし、そして、また物価高騰ということが加わって、先ほど言われたように少しずつ青空が見えてきたらいいのになと私も思います。青空を見るためにどうするのかということだと思いますね。

私ども日本共産党として、先日、副知事のほうに、5月27日に21項目にわたって原油高、緊急な物価高騰に対する申入れをさせていただきました。やっぱり、今、本当に、生活保護世帯のことのお話も少し出ましたけれども、数からもそれか肌感覚からもとお答えをいただいているわけですが、生活保護に入っていけないけれどもという状況の中でも、確実に、先ほども言われた6000品目、3000品目という中で、まだまだ続けば、大変不安です、怖いんです。食料支援や物資支援の取組も市民レベル、県民レベルで行われておりまして、幾つかあると聞いておるし、そういうところも大変だということも聞いています。

私ども日本共産党の地方議員やそれから事務所にも、本当にもうこれ以上やりくりするのが大変だとかそういうお話があります。そういうところからの個別な相談については、もちろん私どもも全力で対応して、行政につなげたりもするわけですが、例えばフードパントリーやフードバンクをすると、10時から始めると言っているのに、もう6時から並ばれたりという方がどんどん増えてきているというこの実態。本当に肌感覚というか、もう現実として受け止めていただいて、行政が何をしていくかというのは、もちろんコロナ禍の前から県民生活の大変さはありました。そして、コロナ禍が追い打ちをかけて、ここで、原油高、物価高ですから、これは生活者個々の責任ではないわけです。

給与のことを言われました。大変、大切なことだと思われます。これ、一番大事なことだと思いますけれども、給与が上がるように、そして、また、それを直接、今、県で何かできませんかとしたら、政治がつくったアベノミクスや、そして、また異次元の金融緩和や大変低い金利、これがまだまだ続いていくという中で、やっぱり生活者目線でいけば、困窮者支援の方法、地方政治の支援の在り方、これを温かいものに変えていくということが今こそ望まれていると思っています。

物価高の原因が、新型コロナやウクライナ侵略だけではないということの認識を多分持っていていただいているとは思いますが、新自由主義の経済

政策、とりわけアベノミクスの課題は大きい。それであれば、政治でこれを解決するために三重県が何をするか。この危機を立て直すために、物価高騰から暮らしを守るために、小手先の施策ではなくて、冷たく弱い経済から優しく強いと私たちは思っています。一見県政として、今回のこの議案第80号、第81号は大切ですがけれども、これだけでは、大変だと思うんですが、生活困窮者への支援、この後どうでしょうか。

○知事（一見勝之） 今回の補正予算だけではなくて、先ほども御答弁申し上げましたけれども、例えば緊急小口資金の特例貸付というのが、今までもありますし、これからもやります。それから、住居確保給付金の特例措置もございまして。これも令和4年6月末までの申請の受付期間を8月末まで延長いたしました。これからも、場合によって延長するということはあると思います。

確かに、コロナ禍とウクライナだけではなくて、原油が上がっているとか、あるいは世界的に経済が少し上向いていて、日本が若干取り残されていることによって物価高が襲ってきているというのはあると思っております。大事なことは、やっぱり生活に困っている人たちの声に耳を傾けることやと思っていますので、これからも、市町やあるいは社会福祉協議会などと連携を図りながら、引き続き実態の把握に努めていきたいと思っています。それから、困っている人に寄り添って何ができるか、補正予算は今回で終わりではありませんので、これからもしっかりと考えていきたいと考えております。

〔20番 山本里香議員登壇〕

○20番（山本里香） ありがとうございます。

よく困っている方の声を聞いて寄り添う、やっぱり三重県として何ができるかということ、今後、また重ねて考えていただいて、新しい補正予算も、まだ国からの、国のお金と言ってもそれは大変なものですけれども、そのことで対応していただくことを期待もしたいと思います。

緊急小口資金などが延長されていくということは、もちろん分かっておりますけれども、やっぱり借入金ですし、給付も追加されていますけれども、

それとても期限が来るとか、それから社会福祉協議会の問題をいろいろこれまでもお話しさせていただいたことがあります。改善されてきているとは思いますが、貸すほうとしても、それで本当にいいのかと、これで救えるのかという、一時的な困窮は救えると思いますけど、そんな中で、三重県民の生活困窮を救っていただくようにということでお願いして、質疑を終わります。（拍手）

○議長（前野和美） 21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

それでは、議案第81号令和4年度一般会計補正予算（第2号）の質疑をさせていただきますと思います。

急激な物価高騰の影響を受ける、子ども・福祉部が所管いたします私立幼稚園と認可外保育施設に対する給食食材費の補助金が計上されておりますが、残念ながら県立学校や特別支援学校や定時制高校を所管する教育委員会の予算は計上されておられません。

そこで、教育委員会は、食材費高騰による現場の影響をどのように把握することに努めてきたのか、その上で食材費の補助を行わなかった理由について説明してください。

○教育長（木平芳定） まず、県立学校の給食の実施状況ですけれども、定時制高校8校で給食を実施しております。そのうち2校は、パンと牛乳という形になっています。それから、特別支援学校は15校で給食を提供しているという状況です。そういう中で、今般の食材の高騰に関しまして、5月に、これらの県立学校に、食材高騰に係る対応状況などを確認いたしましたところです。

各学校におきましては、高騰の影響は一定あるという状況でしたけれども、栄養価を損なわないように、日によっては、可能な範囲で安価な食材へ変更したり、あるいは調理方法を工夫したりするということで対応を行っているという状況でございました。こうしたことから、給食費の支援に関する今会

議への補正予算は提出しておりませんが、今後も継続的に学校の状況を確認することとしております。ですので、まずは6月中に、近々改めて学校の状況を把握することとしており、その状況を踏まえ、今後の必要な支援を検討していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 幾つかの県立学校の給食に関わる皆さんからお話を伺ってきたのですが、特に油の値段が高騰しているということ、揚げ物やいため物を減らしているということ、お肉を安価な部位に変更した、あるいはデザートを取りやめた、お肉を魚に変更した、子どもたちにながかり感を出さないように切り詰めている、この状況が続くと非常に厳しい、高騰分を補助していただくと大変ありがたい、こういう声がどこからも聞かれてきました。

現場が食材費を切り詰めているということをもって、これを児童生徒への影響やしわ寄せと捉えずに、現時点で影響というものを過小評価しているということ自体が、今回、非常に残念に思いましたし、そのこと自体が誤りであると思っています。給食とか食育というものは、もっと豊かなものでなければならないと思っています。今、栄養価を損なわないと言っていますが、栄養価って恐らくカロリーのことを言っているのだらうと思うのですけれども、もっと豊かなものでなければと思うのですけれども、教育長どうですか。

○教育長（木平芳定） 学校における今回の高騰に係る対応の把握というのは先ほど申し上げたとおりです。その中で、我々も丁寧にやり取りして、今までの、これまでの例えば野菜の高騰のときの対応状況とかも各学校というのは持っておりまして、ただ、一方で、給食というのは、安全面も栄養面も、それから食育の面でも大事というのは、私もそういう認識で一緒でございます。ですので、さっき6月と申し上げましたけれども、予定としては、今週末から来週末にかけて、さっき申し上げました給食を提供している学校の状況を改めて丁寧に聞き取っていきたいと考えております。

以上です。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 給食の問題を言いましたけれども、やはり3月の当初予算審議以降、やっぱり社会全体で大きな変化があって、大きな影響があつてこの6月補正予算ということだと思います。それぞれの所管で、小さな単位で検討していただくということもそうなんですけれども、あらゆる原油や物価の高騰による県民への影響というところを、もっと大きなところで全庁的に分析して、政策判断していくと、知事が大きなところからそういう指示を出していくというようなことが求められていると思うのですけれども、その辺、知事、どうお考えですか。

○知事（一見勝之） 今回の補正予算に当たりましては、私のほうからも、現場の声をきちんと聞いてほしいと、どういう要望があるのか、要望にしっかりと応えていこうやないかという話もしたところであります。

議員も先ほどおっしゃいましたけど、日々、状況は変わってきていて、苦しい状況になっているところもあれば、場合によっては、景気が少しよくなって、潤い始めているところもあると、こういう状況やと思っています。我々が目を向けなければいけないのは、やっぱり苦しい状況になっておられる方々だと思います。給食の関係で言いますと、先ほど教育長がお答え申し上げたとおり、近々改めて状況を把握し、打てる対策があったら打っていきます。現場では、物すごく工夫していただいていると思います。決してカロリーだけではないと思います。血や肉になるものとか、体を動かす骨をつくるもの、そんなものも考えながら、きちんと給食を作っていると思います。ただ、それではもうできないことが出てくれば、また我々は対応していくと考えます。

今回の補正予算でも、どこが苦しいのかということをよく現場の声を聞いてくれと言ひまして、議員の御地元、伊賀でも畜産が盛んですけれども、畜産業界からも悲鳴が上がっております。それに関しては、国でも対応してくれていますけれども、国の対応では不十分ということで、畜産農家への経

営支援は、県独自の部分も含めまして、今回、補正予算を組んだつもりでございませう。この部分については、まだまだという声があるかもしれませんが、一定感謝もしていただいていると考えております。

先ほど山本議員の御質問に答弁しましたが、やはり支援というのは、どこで終わりということではないものですから、状況をこれからもしっかりと確認して、対応していきたいと考えているところであります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） くれぐれも後追いにならないように、先を見て、そして、そういう大きな要望というのは我々にも聞こえてくるかと思うんですけども、やっぱりこちらの県の側の聞く力というのが求められていると思いますので、その辺、くれぐれもよろしくお願ひいたします。

次に、議案第84号三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案、特に選挙ポスター作成の公費負担の上限額引上げについて、お伺ひしたいと思います。

選挙の公費負担のうち、選挙ポスターについては、公費上限額は、手作業で制作していた昔の基準が残っているため、今の相場よりかなり高いとされ、印刷単価は画像ソフトや技術向上で、この20年で3分の1になったとも言われております。自分自身もこれまで4回、選挙に立候補したことがありますけれども、ある公費負担の関係の業者の方からは、金箔を貼りつけても上限額は使い切れませんよと言われたということが大変印象に残っています。

前回の65人が立候補した県議選の状況というのを調べてみました。上限額に占める使用率は、候補者全体の7割強に当たる47人の候補者の請求額が上限額の50%台に収まっています。さらに30%以下の候補者も13人います。一方で、上限額いっぱいを使用した候補者は5人ですが、同じポスター掲示場である同一の選挙区の最低額と最高額の差が4倍以上に上るケースも複数ありました。

これまで、この上限額で賄い切れないという実態やその声というのはあるのでしょうか。実際の相場と照らし合わせて、極めて高額とされる上限額を

引き上げる必要は全くないと考えますが、いかがでしょうか。

○**地域連携部長（後田和也）** まず、今回上げております条例改正案の改正理由のほうから御説明させていただきたいと思いますが、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営については、公職選挙法において、衆議院議員及び参議院議員の選挙の場合に準じて、条例で定めるところによって、公営とすることができると規定されておりまして、この規定を踏まえて、本条例で定めておるところでございます。

今回この条例を改正いたしますのは、衆議院議員及び参議院議員の選挙について、そういった公営に要する経費に係る限度額を規定しております公職選挙法施行令が、本年4月に物価の変動及び消費税増税を踏まえまして、当該限度額を引き上げるよう改正されたことに鑑みまして、今回の条例におきましても公費負担の限度額の引上げをしようとするものでございます。

実態につきましては、先ほど議員のほうからおっしゃっていただいたように、特にポスターの作成経費というのは、候補者によってかなりばらつきがあるということは認識しておりますけれども、作成総額が公費負担の限度額に達していたという候補者の方も議員御指摘のようにいらっしゃったというのが実情でございます。

私どものほうといたしましては、そういう公職選挙法施行令が改正された物価変動でありますとか消費税の増税の状況、こういうことを踏まえて、今回、同じように条例改正が必要だと考えて、提案させていただいているところでございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** 条例の制定権が県にあるんですけれども、国に倣って思考停止で上限額を引き上げるというような御答弁だったと思うんですけれども、県内の実勢価格の相場というのがどうなっているかというのは調査されたことはあるのでしょうか。

○**地域連携部長（後田和也）** 印刷の経費というものは、どういったものをど

れだけ刷るかという部分で、かなり大きく変わってくるのではないかなと考えております。そういった中で、これも一概には申し上げられないのですけども、近年、選挙の啓発用のポスターでありますとか、投票用紙の印刷でありますとか、選挙絡みのそういう印刷経費の状況を見てみますと、前々回と比べて前回というような部分での変化を見てみますと、単価が上がっているというような実情があると認識しております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） その単価というのが、啓発用は300円台、200円台だと思うのですが、この県議選、知事選の単価というのは、一番安いところでも996円、一番高いところでは1枚当たり4456円の単価になっているのです。これはかけ離れていると思うのですが、実勢価格に合っていないじゃないですか。撤回してください、この条例改正案を。

○議長（前野和美） 答弁は簡潔に願います。

○地域連携部長（後田和也） この単価というのは、その掲示場の数でありますとか、ポスターの印刷枚数であるとか、そういうのに基づいて国のほうでも定めておりますので、単価にばらつきがあるのは事実でございますが、適正な単価ではないかと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前野和美） 以上で、議案第80号から議案第101号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（前野和美） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号から議案第101号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の

常任委員会に付託することに決定いたしました。

| |
|-----------|
| 議 案 付 託 表 |
|-----------|

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|-------|-----------------------------|
| 8 2 | 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 8 3 | 職員の高齢者部分休業に関する条例案 |
| 8 7 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 1 0 1 | 財産の処分について |

防災県土整備企業常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|-------|--|
| 1 0 0 | 工事請負契約の変更について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋(仮称)）道路改良(橋梁上部工) 工事) |

教育警察常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|--|
| 9 3 | 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 9 9 | 工事請負契約について（三重県立水産高等学校実習船建造工事） |

予算決算常任委員会

| 議案番号 | 件 名 |
|------|-----------------------|
| 8 0 | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第1号） |

| | |
|-----|---|
| 8 1 | 令和4年度三重県一般会計補正予算（第2号） |
| 8 4 | 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 8 5 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 8 6 | 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案 |
| 8 8 | 三重県環境保全基金条例の一部を改正する条例案 |
| 8 9 | 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 9 0 | 三重県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例案 |
| 9 1 | 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案 |
| 9 2 | 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例案 |
| 9 4 | 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 9 5 | 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案 |
| 9 6 | 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 9 7 | 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 9 8 | 国営宮川用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について |

先議議案の審査期限

○議長（前野和美） この際、お諮りいたします。議案第80号は先議いたしましたので、会議規則第36条第1項の規定により、6月13日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明9日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明9日は休会とすることに決定いたしました。

6月10日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時33分散会